

児島湖清水導入協議会設置要領

(目的)

第1条 児島湖の水質浄化を目的とした清水導入を効果的に実施するため、関係団体、学識経験者及び行政関係者で構成する児島湖清水導入協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 年度ごとの導入量の検討に関すること。
- (2) 関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他1の事業推進のために必要な事項

(会員)

第3条 協議会の会員は、別表に掲げる者とする。

2 ただし、行政関係者の会員は、その職にある者とする。

(役員)

第4条 協議会を運営するため、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、会員の互選によることとし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その事務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、年1回以上開催するほか必要に応じ、会長が招集しこれを主宰する。

2 協議会は、必要に応じ、会員以外の関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 協議会には、会長の指示に従い必要な事項を調査、研究するため専門委員会を設けることができる。

4 専門委員会に属する委員は、会員の中から会長が選任するものとする。

5 専門委員会に委員長を置き、専門委員会に属する委員のうちから互選する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、岡山県環境文化部環境管理課において行う。

附 則

この要領は、昭和63年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月12日から施行する。